

○湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例

令和元年11月27日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等について、必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次のいずれかに該当するもの以外の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に該当する職員（以下「会計年度任用職員」という。））とする。

(1) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員

ア その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第4条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6か月を経過する日、第3条の3の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任用されないことが明らかでない会計年度任用職員

イ 1週間の勤務日が3日以上、1月の勤務日が11日以上又は1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員

(2) 次のいずれかに該当する会計年度任用職員

ア その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該会計年度任用職員が第3条の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下このアにおいて同じ。）において育児休業をしている会計年度任用職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

イ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、

当該更新前の任期の末日の翌日又は当該任用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(令6条例3・一部改正)

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める者)

第3条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第3条の2 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該会計年度任用職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2号イに該当するものはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該

当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(令6条例3・追加)

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合)

第3条の3 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2号イに該当するものは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規

則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

- (1) 当該会計年度任用職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該会計年度任用職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の１歳６か月到達日において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

（令６条例３・追加）

（育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第４条 育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、５７日間とする。

（令６条例３・一部改正）

（育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情）

第５条 育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業の承認が、当該承認に係る職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

- (2) 育児休業の承認が、第７条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定による請求

に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (6) 第3条の2第3号に掲げる場合に該当すること又は第3条の3の規定に該当すること。

（令6条例3・一部改正）

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（令6条例3・一部改正）

（育児休業の承認の取消事由）

第7条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承

認しようとするときとする。

（部分休業をすることができない職員）

第7条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

- (1) 1週間の勤務日が3日以上、1月の勤務日が11日以上又は1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員
- (2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある会計年度任用職員

（令6条例3・追加）

（部分休業の承認）

第8条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和元年湖南衛生組合条例第2号）第13条の規定による育児時間又は同条例第27条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（会計年度任用職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該会計年度任用職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

（令6条例3・一部改正）

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第9条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和37年湖南衛生組合条例第6号。以下「給与条例」という。）第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間について、報酬を支給しない。

（令6条例3・一部改正）

（部分休業の承認の取消事由）

第10条 第7条の規定は、部分休業について準用する。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第10条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(令6条例3・追加)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。